被扶養者認定のための提出書類一覧

（1）　被扶養者認定のための主な提出書類　　☆は必須　〇は該当者または状況による。

①『被扶養者異動届』は全員必要です。記載漏れがないか確認し提出。

②下記一覧表は基本的な書類です。申請内容や収入によって下記以外の書類が必要となります。

被保険者からみた続柄				収入額・続柄・同居・生計維持を確認するための書類				
				最新の年間収入証明（課税証明書等）	住民票＊１	在学証明書または学生証＊２	戸籍謄本＊３	その他補完
生計維持関係がある	同居でなくてもよい	配偶者		☆	☆	〇	〇内縁関係の場合	②参照
		子	未就学児		☆		〇住民票「配偶者」記載がない場合	
			義務教育者		☆			
			義務教育修了者	〇全日制高校不要	☆	☆		
		実父母		☆	☆	〇	〇	
		孫・兄弟姉妹		〇	☆	〇	〇	
	同居	義父母		☆	☆	〇	〇	
		伯叔父母・甥姪		〇	☆	〇	〇	

＊１　住民票（続柄記載のある世帯全員のもの）	３ヶ月以内に発行されたもの
＊２　学生証（写）または在学証明書（控）	最新のもの
＊３　戸籍謄本（被保険者と被扶養者の続柄の確認できるもの、必要な関係が記載されているもの）	３ヶ月以内に発行されたもの

（2）被扶養者認定に必要な添付書類（補完分）

①　年金受給者（老齢年金・共済年金・遺族年金・障害年金等）
　⇒直近の「年金振込通知書」（写）」や「年金額改定通知書（写）」等受給見込額がわかる書類

②　給与収入以外の収入がある方（自営業収入・不動産収入・雑収入・配当や利子などその他収入）
　⇒前年分の「確定申告書（控）写」と「収支内訳書」

③　退職者で失業給付の受給資格がある場合
　（ａ）雇用保険（失業保険）の受給予定者（詳細は P18 ページ）
　　「離職票１」および「離職票２」の（写）、「雇用保険受給資格者証」（両面の写）、「誓約書受給する方用」
　（ｂ）雇用保険受給辞退者・・・「退職日が分かる書類」、「誓約書受給しない方用」
　（ｃ）雇用保険（失業保険）受給終了者・・・「雇用保険受給資格者証（両面）」支給終了日まで記載されたもの（写）

④　退職者で、雇用保険（失業保険）の受給資格のない場合
　⇒「退職日が分かる書類」（退職証明書・雇用保険非加入の証明など）

⑤　仕事をされている方（パート・アルバイト含む）　⇒「直近６ヶ月の給与明細」（写）　等
　※　そろわない場合は必要に応じて「雇用契約書」（写）、健保様式の「給与等支払額証明書」　等

⑥　収入が減少した方
　⇒「直近６ヶ月の給与明細」（写）、収入が 130 万円未満（60 歳以上、および障害年金受給者は 180 万円未満）で勤務することが証明できるもの「雇用契約書」（写）　等

⑦　事業を廃業された場合　⇒「事業廃業届」（写）

⑧　子の申請で配偶者が被扶養者ではない方（夫婦共働きのとき）⇒被保険者と配偶者の最新課税証明書 1 年分

⑨　子の申請で、住民票に配偶者の記載がない場合
　⇒「戸籍謄本」、状況に応じて別居の親の収入が分かるものや仕送り・養育費などの確認を実施

⑩　退職後に任意継続保険に加入し、資格を喪失した方　⇒「任意保険継続資格喪失証明書　等」

⑪　別居している場合（詳細は P15 ページ）
　⇒仕送り証明として、直近６ヶ月分の「銀行口座に振り込みされた通帳（写）」等　手渡しは不可。

⑫　外国籍の方　⇒在留資格、在留期間、在留期間満了日、住民となった年月日の記載がある住民票

⑬　国内居住要件の例外に該当する方
　⇒国内居住要件例外該当届、留学先の学生証や在学証明書、ボランティア派遣期間の証明ほか別途提出書類

⑭　各種社会保険の給付を受給している場合　⇒傷病手当金通知書・雇用保険受給資格者証等

【重要】・上記がすべてではありません。この他にも追加で別の書類の提出をお願いすることもございます。

・扶養認定は、これらの書類をすべて確認し総合的に審査します。提出＝認定ではないことをご承知おきください。